

各課ヒアリング概要

資料6

課名	ヒアリング事業数	原課での事業の位置づけ・ねらい等	具体的な取り組みについて	KPI等について	男女共同参画推進計画への掲載について	ヒアリング結果より男女共同参画推進計画策定の方針案
契約・法務課	契約事務	全く実績はない、市内事業所の保護、活性化につながらない取り組みはする予定がない。	「書類提出をさせるだけでその利用が難しいこと、書類提出の対象が既に制度導入済みの大企業中心となるため、制度未導入の中小企業に対し周知がどれだけ図れるのかが不明であった。」原課としては、入札制度での運用は考えていない。総合評価方式を採用する事業がない。	-	不可	市内事業所に直接的に関わる機会として入札・契約の機会は大きいが、事業規模を限定(市内事業所が参加する小さな規模の工事業務には適用しないなど)しても取り組みはしないとのこと。国から「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が出ていることもあり、これにのっとった取り組みの推進は計画に位置付けたい。プロポーザルの評価項目は発注原課が設置する評価委員会で作成すること、契約・法務課からのフォーマットはないとのことなので、市民総合相談室から委託事業をプロポーザルで発注する際に評価項目に「働きやすい職場(両立支援、残業削減等)」「女性の活躍推進」を加えてもらうよう働きかけをすることを検討する。
危機管理防災課	災害対策事業 防災施設管理運営事業	防災でも女性のニーズ・視点の反映、参画促進は必要になっている。多様なニーズにLGBTを含めて対策ができるかは今後検討する。	■自主防災組織における女性参画の促進 避難所での支援は民生委員、社協支部の皆さんが活動。女性が多い。傾聴などメンタル的ケアでも役割は大きい。リーダー的役割は、避難所に配置する職員には女性を含めているが、地域の活動要員としては育成していく方針。 ■防災会議への女性委員の参画促進 現在、委員33人中4人が女性。団体推薦などあて職もあり担当課で直接的に促進できない部分もある。 ■避難所マニュアル 既に作成済み、改定をしているため、「作成」の表現は見直す。上位に「地域防災拠点ガイドライン」があり、「避難所マニュアル」は避難所ごとに作成。	「女性防災リーダー」は可。市内在住者で発災時に市内にいる確率は比較的女性の方が高く、参画を促進する。	可。多様なニーズの1つとして女性のニーズ・視点が入ることは、備蓄、防災・災害時の活動でも進めているのでOK。避難所での犯罪被害対策は運用で対策していく。	4-2男女共同参画の視点に立った防災対策の推進として位置づけ。「避難所マニュアルの作成」など事業名等の表現は要検討。
市民総合相談室 (消費生活センター)	消費生活相談、債務相談	消費者の被害防止、被害救済、消費者教育。多重債務等の債務相談も。ただし、必ずしも「生活困窮者」が対象ということではない。	■消費生活相談・債務相談	「相談件数」生活困窮者、それ以外分類可 「フォロー率」コーディネート件数、支援につなげた実績	可	貧困対策として特に相談支援の事業が関連が強い。
協働推進課	生きがい推進事業 ※注 ここでいう「生きがい推進事業」とは、広く生涯学習という観点で捉えている。大きなことから小さなことまで包含してしまうので、広く浅く述べる分にはよい。従って、ひとつの事業を拾い出して(例えば男性向けの学習の場の充実など)掲載することは、担当課としてなじまない。	性別・年齢に関係なく、市民が生涯、ずっと続けられる「生涯学習」社会の構築を目指す。講座の対象を多様化するなど工夫。市民大学での「市民講師」による市民同士の学び合いについては、今後の取組課題。	■市民大学について 平成28年11月開講。NPO運営、文京学院大でカリキュラム作成、市主催の協働。 ■講座の企画・運営について 「赤ちゃんを対象としたカリキュラム」(平成28年度)など意識した講座の企画・開催を行っている。 ■講座開催時に「保育ボランティア」設置も実績あり。 ■男性を対象とした料理講座等も実績あり。	現状値(平成29年度)は、平成29年7月現在の値。	可。講座の企画・開催を市民総合相談室と同じような役割を担っている部分もある。事業・講座によりすみ分け。	ヒアリング対象事業は、下記2つの観点で計画の事業としたい。 ・1-2-②男性の家事・子育て・介護への参加促進(No.13男性向けの学習の場の充実) ・4-1-①地域・社会活動への参加促進 あわせて、講座開催時の保育ボランティアの活用推進を参加障壁の除去方策として位置付けたい。

文化・スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいチャレンジスポーツ大会（障がい者チャレンジスポーツ大会） スポーツ推進員派遣事業 アートフェスタふじみの野 子どもアートチャレンジ 	性別に関係なく、すべての年代の市民が参加できるよう取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■アートフェスタふじみの野 文化芸術に関する事業では、男性の参加は女性と比べると少ない。参画促進をする。 ■ふれあいチャレンジスポーツ大会 ■スポーツ推進委員・審議会・体育協会の活動にも女性の参画が求められており、促進していく。 ■子どもと一緒に参加できる事業もあり、子育て中でも参加する機会はある。 ■乳幼児からのスポーツ参加を掲げている。 ■スポーツ競技におけるセクハラ・ハラワハラの問題や女子選手への指導のあり方について指導者への支援が必要な面もある。 	-	可	誰もが触れ、文化・スポーツに文化・スポーツに誰もが触れ、参加できるよう意識されている。個別計画に沿って推進されるため、必ずしも事業として男女共同参画推進計画に位置づけが必要ということではないが、文化・スポーツ分野における男女共同参画が入ると市民生活がより豊かになると感じた。事業ではなく、取り組みの文章中等で言及か。(国・県の計画には位置づけなし)
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 就労相談事業 労働推進事務 勤労者福祉共済会補助金 	国の制度等の周知と県主催の面接会への支援を行っている。市内事業所との直接的なつながりはなく、市内の全事業所を把握しているわけではない。	<ul style="list-style-type: none"> ■女性の再就職セミナー 現状、市民総合相談室で実施している「女性の再就職支援セミナー」は、今後産業支援振興課も担当を要請。 	-	可。ほとんどの事業は女性のみを対象とはしていない。直接、市内全事業所に働きかけをすることもないが、国や県の制度や情報・資料を窓口に置くなど限られた形で情報提供は可能。	ハローワークとの連携事業等を中心に「女性活躍推進計画」の事業として掲載したい。市内の事業所への意識啓発や取り組み促進は、市民総合相談室の事業として実施するか要検討。
福祉総合支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> 福祉資金貸付事業 福祉総合支援事業 地域福祉セーフティネット構築事業（仮称） 	貧困対策は、保護者に対する就労・自立支援、子どもへの学習支援といったメニューだけでなく、背景にあるDV対策等、ひきこもり対策(家族支援、就労支援等)といった関係する困難、課題に複合的に対応する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉資金貸付事業 ■地域福祉セーフティネット構築事業(仮称) ■福祉総合支援事業 	-	掲載は可。	策定中の地域福祉計画、子どもの貧困対策推進計画の内容が固まり次第、男女共同参画推進計画へも反映。ただし、個別事業を掲載するか否かは要検討。

障がい福祉課	障害者相談支援センター運営事業	性別に関係なく、サービスの充実、適正な利用促進を進めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者相談支援センター ■障害者就労支援センター 平成27年度から4法人に委託。各団体の強みを活かした相談対応体制。	「障害者相談支援センター」相談件数延べ1686件(平成28年度)	可	障がいがあり、かつ女性であることで生じる困難の除去、家族介護・介助者の負担軽減の観点から、障害者福祉の充実を計画体系に位置付ける必要があるが、個別の福祉サービスを男女共同参画推進計画に掲載するか否かは検討する必要がある。障害者計画・障害福祉計画で推進される。
高齢福祉課	介護支援ボランティア制度の普及啓発	性別に関係なく、高齢者が活動に参加することで生きがいを感し、健康維持・増進、介護予防・医療費抑制などを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■「地域包括ケアシステム」は概念として大きい。No.113、114、119の位置づけは組み換えが必要。 ■介護支援ボランティア 高齢が介護の「担い手」として活躍するという地域参加の施策として検討。 	-	高齢者福祉は男女で分けて考えるものではないが、掲載は可。左記位置づけの再検討は必要。	家族の介護負担が女性に偏っている状況の改善のためにも、高齢者の福祉の充実を計画体系に位置付ける必要があるが、個別の福祉サービスを男女共同参画推進計画に掲載するか否かは検討する必要がある。高齢者保健福祉計画(期間3年)で推進される。 6-4-①福祉サービスの充実と新規の6-4-②高齢者・障害者の介護と地域での生活支援の構成は
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室運営事業 ・子育てふれあい広場運営事業 ・児童福祉支援事務 ・子育て支援センター運営事業 ・ひとり親家庭等資金支援事業 ・児童発育・発達支援センター運営事業 	「子育て世代包括支援センター」「発育発達支援センター」などにより保護者、子どもへの支援を充実している させている 。	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭児童相談室(児童福祉法) 虐待防止、家庭養護に問題を抱える世帯への助言、指導。家庭児童相談員によるペアレントトレーニングなど実施。 ■子育てふれあい広場運営事業 交流の場、講座開催情報提供、助言・一時預かりのほか、子育てサークル育成も。 ■子育て支援センター 保健センター等と連携し「子育て世代包括支援センター」として機能。訪問型子育て支援(孤立・虐待防止)実施。1か所新設予定。 ■ひとり親家庭等資金支援事業 現行No.99ひとり親家庭児童高校入学準備金支給事業が該当 ■児童発育・発達支援センター運営事業 障がい福祉課から所管移動。NPO団体が運営。 ■児童福祉支援事務 発育・発達に課題のある子どもへの支援、虐待防止。保健センターと連携 	「ふれあい広場利用者」平成28年度延べ23,114人 「児童発育・発達支援センター」現状、15人クラス×2。40人程度まで拡大予定。	可。	子ども子育て支援事業計画により推進される。
保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設管外委託事業 ・家庭保育室運営事業 ・幼稚園就園奨励事業 ・保育所入所事務 ・市立保育所管理運営事業 ・民間保育園運営事業 	待機児童対策として保育施設の確保を進めている。病児・病後児保育も2市1町で進めているとおり。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育施設の確保・待機児童対策 ■親支援事業 育児の楽しさを伝える、親として家庭で担うべき責任を自覚してもらう。 ■園庭開放 公立保育園(5か所)で行っている。支援センター的機能。 ■幼稚園就園奨励金 国の補助 ■家庭保育室 事業委託。小規模保育へ移行。平成30年度末で終了予定。 	保育所定員、待機児童数など掲載項目は要検討。保留	可	女性の就労支援、女性が担うことが多い子育て支援の観点から位置づけは必要。子ども・子育て支援事業計画(期間5年)で推進されるため、男女共同参画推進計画で数値目標とするか、項目をどうするか(保育所定員は目標自体を見直し、整備を進めている)は要検討。経済的支援については国で幼児教育無償化検討の流れもあり、事業としてどのようになるか不確定。

保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康教育・相談事業 ・乳児全戸訪問事業 ・こころの健康推進事業（自殺予防対策） 	心身の健康づくり支援(相談事業等)は推進中。「子育て包括支援センター」機能により保護者、子どもへの支援を充実している。	<ul style="list-style-type: none"> ■こころの健康推進事業(自殺予防対策)相談体制の強化、ゲートキーパー養成、セミナーなどを実施。 ■パパママセミナー(出産準備講座)(妊婦とパートナー・家族)交流目的の参加者が少ない。(出産前の母親同士、父親同士の交流を増やしたい) ■乳幼児全戸訪問事業 訪問実施率99%。子育て支援課との連携、ケース検討会実施。 	「こころの健康個別相談」「こころの健康相談」「パパママセミナー」「男性参加者数」「乳幼児全戸訪問事業」	可。	子ども子育て支援事業計画、健康づくり計画により推進される。
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金貸付制度 ・入学準備金貸付制度 	経済的に困難な生徒・学生に対する支援、教育を受ける機会の均等に寄与。	<ul style="list-style-type: none"> ■奨学金貸付制度・入学準備金貸付制度 利子補給制度(JFC、学資支援機構の教育ローン等)に対する利子補給)に変更の可能性有り。対象が広がる。 	-	男女共同参画に直接関係があるとは考えていない。	子育てに関する経済的支援という観点から男女共同参画推進計画にも必要だが、個別の助成制度や給付制度を男女共同参画推進計画の事業として掲載するか否かは要検討。制度は変更になる可能性がある。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働事業(コミュニティスクール) ・教育支援事業 ・学校・家庭・地域連携推進事業 	学校教育の内容は指導要領に則っており、市として教育の内容に働きかけをすることはしない。市教委から教職員への研修・情報提供は行っている。 各学校の教育活動は国の定める学習指導要領に基づいている。市教育委員会は、各学校の教育計画が適切に実施されているかを管理し、必要に応じて、指導・助言を与えている。	<ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティスクール 学校・地域が協働。地域の活性化 ■学校・家庭・地域連携推進 PTA(家庭教育学級)、学校応援団、地域指導協力者、スクールガードリーダー等との連携 ■寺子屋事業 福祉総合支援チームの施策と連携、すみ分けが必要。 ■外国からきた児童生徒のための語学日本語指導支援 ふじみ野国際交流センターと連携(授業補助、語学指導、悩み教育相談) 	「地域協働学校」の推進 「特別支援学級」 「特別支援学級介助員等」	男女共同参画に直接関係があるとは考えていない。	教育振興基本計画で推進されている。学校教育の場での男女平等・共同参画に関わる学習・教育(人権や指導上の配慮)は必要な配慮がされ、行われている。新たな課題(LGBT等)について教育委員会等との協議の場があると良いかもしれない。薬物・喫煙防止対策も指導要領にあり、行われている。
上福岡公民館	成人教育事業	公民館事業は、地域のコミュニティづくり、活動の担い手の育成による地域社会の発展・自治力強化を目的として行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■成人教育事業(学習機会の提供、地域社会の発展を図る) ■父親と子どもを対象とした講座も検討中。 	-	公民館事業は男女共同参画の視点とは異なる目的で行っているが、掲載は可。子育て支援も事業に含まれ、母親だけでなく父親など男性の参加促進も検討はしている。	ヒアリング対象事業は、体系のうち下記2つに関連するが、毎年行つか、また6年間、13年間継続とは限らないため、掲載する事業内容は要検討。 ・1-2-②男性の家事・子育て・介護への参加促進(No.13男性向けの学習の場の充実) ・4-1-①地域・社会活動への参加促進
上福岡西公民館	成人教育事業	公民館事業は、性別・年齢に関係なく実施しているが、子育て支援、リタイア後の居場所・関係づくり(「男の麵打ち道場」など)、趣味の活動を通じた地域でのつながり作りなどに関係する事業も実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者青年学級「コスモくらぶ」 ■「にほんご教室」外国人住民と地域との交流・学習支援 ■講座名等で「ママ」→「保護者」と言い換えている。父親でも祖父母等でも参加可能に。 ■事業実施上の課題 利用者の高齢化(新しい講座の企画・実施により新たな参加者の取り込みも必要)、施設のキャパシティ内での実施となること。 	-	可	ヒアリング対象事業は、体系のうち下記2つに関連するが、毎年行つか、また6年間、13年間継続とは限らないため、掲載する事業内容は要検討。「男女共同参画の視点に立った講座の実施」(事務局)などが。 ・1-2-②男性の家事・子育て・介護への参加促進(No.13男性向けの学習の場の充実) ・4-1-①地域・社会活動への参加促進